

新型コロナウイルス関連事業継続支援資金

(ア) 融資条件等

令和4年4月1日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来しているものとして、次の要件のいずれかに該当し、かつ、金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けるもの。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けていること</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因とするものに限る。)を受け、次のいずれかに該当すること</p> <p>① 売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p style="text-align: right;">国の伴走支援型特別保証制度に対応</p>																				
使 途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	6,000万円																				
利 率	1年以内：年1.4%、1年超3年以内：年1.6%、3年超5年以内：年1.7% 5年超10年以内：年1.9%																				
保証料率	<p>○融資対象者(1)、(2)の場合 年0.10%</p> <p>○融資対象者(3)の場合 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.51</td> <td>0.36</td> <td>0.21</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(年0.10%)となります。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.51	0.36	0.21	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.51	0.36	0.21	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10												
融資期間	10年以内(うち据置5年以内)																				
償還方法	毎月均等分割(融資期間1年以内の場合は一括償還でも可)																				
申込先	金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																				
借入申請に必要な書類	<p>◇中小企業制度資金融資申込書(要綱1号様式) ◇信用保証委託申込書</p> <p>◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇特定中小企業者認定書(融資対象(1)、(2)の場合)</p> <p>◇売上高減少要件確認書(融資対象(2)②、(3)の場合) ◇経営行動計画書</p> <p>◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				
取扱期間	令和5年3月31日までに保証申込受付されたもの																				

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

